

# 国有企業の民営化と交錯する相殺関税問題に対する

## 米国商務省の初期の対応

白 巴 根

### 目次

- 一 はじめに
- 二 完全返却論
- 三 完全残留論
- 四 無差別完全残留論
- 五 部分残留論
- 六 おわりに

### 一 はじめに

一九八五年以降、欧州資本主義諸国において、特に基幹産業とされてきた鉄鋼分野の国有企業の民営化は本格化した。民営化の結果、国有企業の経営体制の下で補助金に頼って生き延びていた欧州鉄鋼産業の競争力の顕著な回復と増強は、米国内の鉄鋼産業に大きな刺激を与えた。一九九三年から、米国商務省（以下商務省）は、民営化以前国有鉄鋼企業に交付された補助金が国有企業の民営化後も引き続き民営化企業に残留していると主張し、民営化企業の特米輸出産品に相殺関税を賦課することを始めた。それ以降、民営化企業に賦課

される相殺関税の適法性をめぐって、欧米間で長期的に対立が続き、数多くの貿易紛争を誘発した。<sup>9</sup> 現在もこの問題は完全に解決されていない状況にある。

補助金・相殺関税の法的問題の中でも、原補助金の残留を理由とした民営化企業に賦課する相殺関税は、国有企業財産の売却と企業所有権の譲渡といった複雑な現象と交錯しているゆえに、非常にユニークな課題であり、詳しく研究する価値がある。本論文は、民営化と交錯する相殺関税問題が表面化した最初の事件から、民営化問題に対応する商務省の基本的方針（部分残留論）が定着するまでの商務省の対策の変遷を考察し、当問題を全般的に理解するための一助となることを目的としている。

## 二 完全返却論

商務省が国有企業の民営化と交錯する相殺関税問題（privatization-related issues）に初めて直面したのは、一九八九年、メキシコ石灰産品に相殺関税を賦課していた商務省の行政決定について、メキシコ政府から見直しの要請を受けたときであった。<sup>10</sup> 当時、商務省はどのような立場で問題解決に臨んだのであるか。この事例は、民営化企業に賦課する相殺関税問題に関する最初の事例として注目するに値する。<sup>11</sup>

### 一、国有企業 Sonocal の民営化

Sonocal は、石灰産品を生産するメキシコの国有企業であった。一九八三年から、メキシコ政府は国有企業の経営合理化および民営化計画に着手し、一九八六年、Sonocal を民間企業 Boninza に売却した。Boninza は、Sonocal の一〇〇%の株式及び当社の全財産を買取すると同時に、Sonocal の抱える銀行債務（メキシコ政府が引き受けた）を除く全ての債務を引き受けた。

一九八四年十一月、商務省は、当時国有企業であった Sonocal を対象に相殺関税調査を行い、メキシコ政府が Sonocal に補助金を交付したと決定して、Sonocal の対米輸出石灰産品に五五・八九%の相殺関税を賦課していた。<sup>12</sup> Sonocal の民営化後、メキシコ政府は商務省に対して、相殺関税決定後の事情の変化（民営化の達成）を理由に、一九八四年の相殺関税決定の見直しと Sonocal に賦課していた高額な相殺関税を撤廃することを要求してきた。

具体的に、メキシコ政府は商務省に対して、Boninza による Sonocal の買取取引（民営化）は独立当事者間取引で行われたか否か、民営化が独立当事者間取引で行われたのであれば、それは Boninza に賦課する相殺関税の撤回を要求する正当な理由になれるかどうかについて、検討することを要請した。<sup>13</sup>

## 二、商務省の対応

メキシコ政府から相殺関税決定の見直しの要請を受けたあと、商務省は見直し決定を行う際、Sonocalの民営化を次のように分析した。<sup>12</sup>

### (1) 民営化の内容と方法

商務省は、Sonocalの買収契約と取引の内容を調査して、Sonocalの所有権が完全に政府の手から民間企業 Bomizhaに移転し、国有企業として Sonocal は実際に消滅したことを確認した。<sup>13</sup>

Sonocalの民営化の内容を検討すると同時に、商務省は民営化の達成方法にも配慮し、Sonocalの売却は開放的、競争的入札手続 (open, competitive bidding process) によって行われたことは、買収者が売却対象の市場価格を支払ったことを裏付ける重要な証拠になると考えて、複数の入札者の中から Bomizha が落札に成功したことはかかるプロセスを反映するものと認めた。<sup>14</sup>

### (2) 民営化と原補助金との関係

商務省は、Sonocalの純価値に影響を与える諸要素について分析を行い、次の四点を確認した。<sup>15</sup> まず、一九八二年から一九八六年にかけて政府が交付した補助金は Sonocalの価値を高める効果を有する。次に、Sonocalの銀行債務を政府が引き受けたことも売却時の Sonocalの純価値を高める効果を

有する。さらに、民営化の時点で残っていた未払いの債務は Sonocalの純価値を減少させる。最後に、原補助金と企業の純価値との関係について、Sonocalの受けた過去の補助金は売却時の国有企業の純価値に反映され、民営化の取引交渉に参加する買収者は企業の純価値を考慮に入れて企業の市場価格を評価し、企業の買収価格を提示する。この四点を確認したうえで、商務省は、Sonocalの市場価格の評価基準について、市場が提示した価格で決定されるのは当然であるが、評価の出発点は、Sonocalの財産から債務を差し引いた企業の純価値であると明示した。<sup>16</sup>

以上のような議論を踏まえた上で、商務省は結論的に、Sonocalの市場価格に影響を与える各要素が Sonocalの価格を評価する交渉の中で十分に考慮されたことを認めて、Bomizhaのメキシコ政府に支払った価格は Sonocalの市場価格を反映するものであり、Sonocalに交付された補助金によって具体化された財産は売却価格に含まれる形で政府に返却され、Bomizhaに残留しなくなると判断した。<sup>17</sup> つまり、メキシコ政府の要求した完全返却論を認めたのである。

商務省が、Sonocalに交付された補助金が Bomizhaに残留しないという完全返却論的な結論を得るために採用したアプローチは、次のようにまとめることができる。つまり、国有企業のために支払われた価格が (被売却) 企業の市場価格を

反映している限り、企業に交付された相殺可能な利益(補助金)が完全に買収価格に含まれ、かかる利益は買収者(民営化企業)に残留しないと合理的に推定できる、という考え方である(強調は筆者)。このように、商務省は、一九八四年の相殺関税決定において原補助金の存在を立証したことを確認しながら、民営化によって原補助金が Boninza に残留したか否かについて判断をする際、Boninza が Sonocal の市場価格をメキシコ政府に支払ったという証拠と受益者利益説に依拠していた。

### 三、商務省の対応の検討

以上示されたとおり、メキシコ政府の要求に応じて、当時の商務省の行った見直し決定は単純明快なものであった。民営化される国有企業の市場価格を決定する核心的な要素は企業の財産であり、補助金は企業の市場価格の評価対象となる企業財産に含まれるため、民営化取引が企業の公正な市場価格を反映した以上、国有企業の補助金が民営化企業に残留することなく、売却者である政府側に返却される、と明確に判断したのである。

商務省は、市場価格を確保する民営化取引の方法として、メキシコ政府の主張した独立当事者間取引の存在を認め、見直し決定を行う上で市場価格によって企業が売却された(民

営化)ことを認定するうえでの重要な証拠として位置付けた。しかし、商務省は法的議論をほとんど展開しなかった。企業が市場価格で売却された場合、なぜ買収者側に補助金が残留しないと云えるのかについて詳しい説明を行わなかったのである。補助金の定義について、一貫して受益者利益説を主張する商務省が、民間企業が国有企業の市場価格を支払った上でこれを買収したという証拠を強調したことから、当時、法概念としての補助金の意味する利益(市場条件を超えたもの)を民営化企業が得なかったと考えていた、と論理的に推定することができる。

結果として、民営化企業 Boninza は、Sonocal に賦課されていた五五・八九%の高い相殺関税から逃れることとなった。明らかに、商務省は国有企業の民営化問題に対応する際、最初から民営化事実を無視して、補助金残留論を適用したわけではなかった。むしろ、商務省は民営化の内容(本件では、企業の全財産と株式の完全売却)を意識し、補助金を企業の純価値を構成する財産の一部と位置付けたうえで、企業の市場価格を買収者が支払ったことを強調して、完全返却論の要求にこたえたのである。

### 三 完全残留論

#### 一、SSBAの民営化

メキシコ石灰産品相殺関税事件の後、商務省が遭遇した類似の問題はスウェーデン鉄鋼産品相殺関税事件（以下、スウェーデン鉄鋼事件）であった。<sup>24</sup>

一九八七年、スウェーデン政府は保有していた鉄鋼会社SSBAの株式の三分の一を売却した。民営化の内容として、本件のメキシコ石灰事件と異なる最大の特徴は、財産を含めた企業の完全な売却ではなく、株式会社形態の国有企業の政府保有株式の一部売却であった。一九八五年、商務省はSSBAを対象に相殺関税調査を行い、補助金の存在を決定して相殺関税を賦課していた。<sup>25</sup> 本件もスウェーデン政府が商務省に対してSSBAの民営化を理由に相殺関税決定の見直しを要求するものであった。

#### 二、主要な争点と商務省の対応

一九八五年のSSBAに相殺関税を賦課する商務省決定を見直しすることに反対する米国内鉄鋼企業は、政府保有株式（株式所有権の変動 change in ownership of the shares）の間投資家への部分的譲渡は、SSBAの財務状況にいかなる影響も与えることはないとしたうえで、SSBAの株式の売

却は原補助金から発生する競争優位を弱体化させるものではなく、株式の売却は相殺関税決定を見直す理由にはならないと主張した。<sup>24</sup>

米国内鉄鋼企業は、企業による補助金の返却と政府保有株式の売却を区別することを強調した上で、さらに、企業が自らの財産で以って政府に補助金の払戻しをしない限り、補助金の返却は認められないと補足した。<sup>25</sup>（強調は筆者）。米国内鉄鋼企業のかかる主張は完全残留論を反映するものであるが、注意すべき論点は、本件の事実関係（政府保有株式の民間投資家への譲渡）に限定された範囲での主張なのかどうかである。この点は、後の部分残留論の根拠を検討する上で重要な争点となる。SSBAは、国内鉄鋼企業に対して反論を試みたが、有力な議論を展開できなかった。<sup>26</sup>

商務省は、政府保有株式の民間投資家への売却が国有企業に交付された原補助金に与える影響について改めて検討したあと、国内企業の主張をほぼそのまま受入れて、一九八五年のSSBAに相殺関税を賦課する最終決定に対する見直し仮決定を取消した。<sup>27</sup> 結局、商務省は、政府保有株式の売却は株式被売却国有企業の原補助金にいかなる影響も与えることはないと判断して、SSBAの民営化を理由に相殺関税率を切り下げる要求を拒否したのである。<sup>28</sup>

## 三、商務省の対応の検討

以上のとおり、商務省の対応方法の変化を分析する際、注意すべき点は、事実関係としてメキシコ石灰事件とスウェーデン鉄鋼事件で問題となる民営化の内容が異なる点である。メキシコ石灰事件は、財産と株式を含めた会社全体の売却であったが、スウェーデン鉄鋼事件は株式形態国有企業の政府保有株式の部分的売却であり、会社財産の売却は含まれていない。商務省は企業に於いて完全残留論を適用したが、なぜ株式の売却と無関係に原補助金の民営化企業内残留を主張できるのか、という根本的な問題を深く追及することなく、問題を処理してしまつた。要するに民営化企業も政府保有株式の売却による民営化の場合、完全残留論が妥当であるという米国内鉄鋼企業の主張に対して有力な反論を展開することはほとんどなく、商務省の決定を受け入れた。先行研究は、当時の商務省の対応方法を分析する際、スウェーデン鉄鋼事件で完全残留論が適用されたことは、メキシコ石灰事件のときの完全返却論の立場を逆転させた<sup>二二〇</sup>と結論しているが、これは問題の本質を十分に理解していないと思われ<sup>二二一</sup>。

本件でも、民営化企業に原補助金が残留すると判断した根拠については法的な議論が行われなかつた。もう一つ、本件のメキシコ石灰事件と異なる点は、民営化の方法の議論が展開されなかつたことである。民営化の内容が原補助金の行方

と無関係であると主張されたため、民営化方法の議論まで進む必要がなかつたと考えられよう。本件における商務省の対応には、相殺関税見直しの仮決定の時点で補助金返却論を展開していたにもかかわらず、その直後の見直しの最終決定を行う際、完全残留論へと方向の急転換を迫られるなど、混乱が見られた。このことは、当時の商務省としては、国有企業の民営化と絡む補助金・相殺関税問題に対応する上で、事前に準備した方針が全くなかつた状況に置かれていたことを裏付けている。

以上のメキシコ石灰事件とスウェーデン鉄鋼事件との検討によつて示されるとおり、商務省の民営化と絡む相殺関税問題への最初の対応としては、民営化の内容・方法及び相殺関税の法的要件について、綿密な議論を展開しなかつたとはいへ、少なくとも民営化の内容と方法を無視するのではなく、ある程度意識して対処していたことは事実である。しかしながら、一九九二年になると、商務省の対応方針が急変することになる。

#### 四 無差別完全残留論…一九九二年から一九九三年 初までの動向

一九九二年になると、商務省は、それまでの民営化の達成

を理由に民営化企業など利害関係者が行う相殺関税決定の見直し要請に応じて民営化と絡む相殺関税の問題に臨む、という消極的なパターンから一変して、米国内鉄鋼業界の相殺関税調査の要請に後押しされながら、民営化企業を対象とする相殺関税調査に積極的に乗り出すようになる。一九九二年、商務省は民営化企業の相殺関税調査を大幅に強化し、民営化と絡む相殺関税事件は急増した。<sup>36)</sup>

一九九二年九月、この年にすでに調査が開始されていた十五件の相殺関税調査案件の中から三件の相殺関税調査の仮決定が発表された。<sup>35)</sup>この三件の相殺関税調査の最終決定が一九九三年一月に発表された。<sup>36)</sup>アメリカの民営化企業に対する態度が急変したのは、この三件の最終決定のときであった。<sup>35)</sup>この中で、一件がイギリスの民営化企業（特殊鋼生産企業UES）を調査対象とするものであった。<sup>34)</sup>以下、この相殺関税決定を取り上げて、無差別完全残留論の実態を考察する。

## 一、BSCの民営化

### (1) 民営化の内容

本件で相殺関税調査の対象とされたのは特殊鋼を生産するイギリスの民営化企業UESであった。<sup>36)</sup>相殺関税調査の対象とされた期間は一九九一年であった。

一九八六年、イギリス国有鉄鋼企業BSCと、民間企業G

KNは、それぞれ五〇%出資する形で、合弁企業UESを設立した。<sup>36)</sup>出資は主に生産施設（製鉄所と圧延設備）、売掛勘定、現金等の投下によって行われた。BSCは、特殊鋼の生産施設で現物出資し、GKNが、製鉄所と海外営業を、それぞれ合弁会社UESに投入した。<sup>36)</sup>一九八八年、BSCが完全民営化され、商号をBritish Steel plc (BS plc) に変更した。本件で、BSCの一九八八年の民営化は問題にされなかった。

## 二、主要争点

### (1) 米国内鉄鋼企業の主張

本件で、米国内鉄鋼企業は次のように主張した。<sup>36)</sup>①民営化によって会社の形式と所有者が変更されただけでは原補助金が返却されることはない。②補助金はそれを受けた会社の全般的な経営活動に配分される。③BSCの特殊鋼生産施設のUESへの売却は、性格的にBSCの事業再編(restructuring)にすぎず、BSCの補助金はUESの産品に残留している。④特殊鋼生産施設の売買は関連会社同士の間で行われたものである。⑤この事件とスウェーデン鉄鋼事件は、単なる株式所有権の譲渡という面では同じであるため民営化前後のBSCの財務状況には変化が認められない。

以上のとおり、米国内鉄鋼企業は、BSCの特殊鋼生産施設のUESへの売却によって原補助金が返却されないことを、

民営化の内容と方法の両方から主張している。民営化の内容について、財産の売却（現物出資）であることを否定し、単なる株式の譲渡は原補助金の行方と無関係と主張しているが、しっかりした理論的根拠が見られない。民営化の方法について財産の利害関係者間の移転にすぎないと見て、民営化の有する独立当事者間取引の性格を否定することによって、UESの投資家が取引対象物の市場価格を支払わなかったことを主張している。<sup>40</sup>しかし、国内企業は、民営化が独立当事者間取引であれば、取引対象物の市場価格を反映することを否定していない。

(2) 民営化企業 (UES) の主張

米国内鉄鋼企業の主張に対して、民営化企業UESは次のように反論した。<sup>41</sup>

①企業財産（生産施設）の所有権が独立当事者間取引によって、国有企業の手から民間企業の手へ、市場価格を反映する形で移転した場合、新しい所有者がかかる資産を利用して生産した産品に、国有企業に交付された原補助金が残留することはない。②BSCのUESに対する生産施設の売却は完全無関係な第三者への売却とみなされるべきであり、UESはBSCの補助金から利益を得ているとは考えられない。③企業の受けた補助金を企業の生産した全ての産品に配分することには問題がある。

民営化企業は、民営化の内容は財産の売却であり、民営化の達成方法は独立当事者間取引であったと、それぞれ主張し、Snooai事件とはほ同様な議論を繰り返した。しかし、補助金存否に関する法的議論を直接的には展開しなかった。

三、商務省の対応

本件は商務省にとって、一九九一年のスウェーデン鉄鋼事件以降、直面した初めての民営化と絡む相殺関税案件であったが、以下の主要根拠を挙げて問題解決に臨んだ。<sup>42</sup>

第一に、国有企業が所有する営業 (business) と生産施設 (productive unit) の売却は、原補助金の行方にいかなる影響も与えることはない（強調は筆者）。

第二に、補助金が特定の生産施設に与えた影響を検討する必要があるれば、補助金による利益を被調査企業に生じた変更と結びつけて考慮する必要もない。

第三に、原補助金は、合弁会社に出資された（売却）生産施設を含む会社全体の資本運用 (finance operation) 及び投資 (investment) に充てられたと推定的に考えられ、会社がその生産施設を処分した際、これらの生産施設は補助金利益の一部を新しい所有者（民営化企業）に持ち込むこととなり、BSCに交付された原補助金の未償却の部分は、特殊鋼生産施設の売却に伴ってUESに残留する。



#### 四、商務省の対応の検討

以上のように、商務省は国内鉄鋼企業と民営化企業の主張を完全無視するかたちで議論を進めている。民営化企業内の原補助金の完全残留を主張するために提示された根拠をメキシコ石灰事件当時の対応と比較すると、商務省の立場は根本的に変化したことは明らかである。商務省はBSCの特殊鋼生産施設の現物出資による民営化の内容と方法のいずれについても検討していない。民営化の内容は生産施設の売却であることは認めるものの、原補助金に与える影響を徹底的に否定している。ここで商務省は結論的に完全残留論的議論を展開しているが、スウェーデン鉄鋼事件の株式の売却を根拠とした完全残留論と比較すれば、かなり異質なものであることは一目瞭然である。

商務省は、このような立場の逆転の理由について、補助金を受けた企業が補助金を他の企業に移し隠す相殺関税迂回謀略を防止するためであると説明した<sup>43</sup>。しかし、これは相殺関税を賦課する実際の動機を表明しただけであり、相殺関税の根拠としては説得力を欠いている。

商務省の対応は、結果的に、国内鉄鋼企業が要求する完全残留論を満足させることになるが、しかし、国内鉄鋼企業が主張するような民営化方法の独立当事者間取引的性格の欠如、あるいは民営化内容の単なる株式の売却といった理由を認め

て完全残留論的結論を得たのではなく、むしろ、民営化企業の主張するUESの独立的法人格を承認しながら、他の根拠を取り上げて完全残留論的結論に至った<sup>44</sup>。

民営化と交錯する相殺関税問題に対する商務省の対応を次のように要約することができる。つまり、メキシコ石灰事件とスウェーデン鉄鋼事件当時の民営化内容の特殊性、及び民営化方法の独立当事者間取引的性格を分析した上で、完全残留論と完全返却論を区別的、選択的に適用していた最初の立場から、BSCの特殊鋼生産施設による現物出資の問題を処理した本件では、民営化の内容と方法をほとんど無視した無差別完全残留論へとシフトしたのである。

#### 五 部分残留論 (partial-repayment approach)

##### 一、部分残留論の導入

先に見たとおり、一九九三年一月に発表された特殊鋼産品を対象とする三件の相殺関税決定において、商務省は無差別完全残留論を適用していた<sup>45</sup>。しかし、商務省は、民営化の内容を無視する無差別完全残留論を、少なくとも表面的には、そのまま適用していく意思はなかった<sup>46</sup>。国有企業の民営化と交錯する相殺関税の問題が顕在化した最初の段階では、民営化の内容を意識したうえで完全返却論と完全残留論とを選択

的に適用していたにもかかわらず、後にまた民営化の内容と方法を完全に無視する無差別完全残留論に急に切り替えるなど、矛盾と混乱に満ちた対策で民営化問題に臨んできた商務省としては、対策の安定化を図るだけではなく、それなりの根拠の提示を迫られていた。

一九九二年十二月、商務省は上記三件の特殊鋼産品を対象とする相殺関税調査と同時に、他にも十二件の鉄鋼産品の相殺関税調査を開始していた。これらの相殺関税調査の最終決定は一九九三年の前半において準備され、同年の七月に発表された。<sup>47</sup> 商務省にとつては、一九九二年の十二月から一九九三年の七月にかけては、国有企業の民営化と交錯する相殺関税問題への対策を改めて模索する時期でもあった。十二件の鉄鋼産品を対象とする相殺関税調査は、いずれも複雑な民営化及び企業の事業再編問題を含んでいた。

商務省は十二件の相殺関税決定を発表する際、共通問題をまとめて扱った General Issues Appendix をオーストリアの鉄鋼産品を調査対象とする相殺関税決定の附録として添付した。<sup>48</sup> 国有企業の民営化と原補助金の問題を専門的に扱う民営化と事業再編 (Privatization and Restructuring) は、General Issues Appendix の不可欠の一部を構成し、その後の民営化及び事業再編と絡む補助金・相殺関税問題に対応する基本的方針として位置付けられた。商務省は、部分残留論を民営化と

事業再編という二つのカテゴリーに分けて構築したが、なぜそうするのかについて、積極的な根拠を挙げなかった。

## 二、国内鉄鋼企業と民営化企業の主張

商務省は、上記一連の鉄鋼産品の相殺関税調査の利害関係者の主張に対する反論の中で部分残留論を展開した。まず、企業側の主張を先に検討する。

### (1) 国内鉄鋼企業の主張

序章で説明したとおり、完全残留論とは、国有企業の原補助金が民営化の影響を受けることなく、完全に民営化企業に残留すると主張して、民営化企業の対米輸出産品に相殺関税を継続的に賦課することを要求する立場をいう。この立場の最大の受益者は言うまでもなく米国内鉄鋼産業である。国内企業は商務省に以下の理由を示して民営化企業に完全残留論を適用することを求めた。<sup>49</sup>

#### (a) 企業と企業所有者の関係

第一に、国内鉄鋼企業（以下、国内企業とする）は、会社は実体 (entity) であり、企業の所有者より独立した存在として区別されるべきであると主張した。<sup>50</sup> 国内企業によれば、相殺関税法規定は、補助金が企業に交付されたか否かという点に着目しており、企業の所有者 (株主 owners of corporation) が補助金によって利益を得ているか否かは問題ではない。<sup>51</sup>

第二に、国内企業は、一連の相殺関税調査における民営化は性格的にいづれも株式と所有権変更のための資金交換 (exchange of money for shares / ownership) を含んでいると主張し、かかる種類の民営化取引は企業の費用構造 (the company's cost structure) にかかざる影響を与えることもないと主張した。つまり、新しい所有者が支払ったのは企業が創造する将来的な利益であり、会社所有者の財産状況の変更は会社自体の財務状況と生産施設にかかざる影響を与えることもないため、株式の売買によって補助金は消滅することはない、という。<sup>104</sup>

第三に、国内企業は、株式の売買と補助金との無関係性をさらに補強し、政府が企業の発行済株式を株主の手から買取るだけで、新株を企業から直接買取らない限り、買取る株価と無関係に補助金の存在は認められないという商務省の過去の決定を反対解釈して、株式の売却と補助金との関係に関する商務省の見解を政府保有株式の売却による民営化に適用するべきであると要求した。<sup>105</sup>

#### (b) 補助金による資源配分の歪曲化と民営化

国内企業は、商務省に対して、補助金が市場による資源配分を歪曲化し、民営化がかかる歪曲化された資源の配分を是正することはできないと主張した上で、原補助金の相殺可能性に民営化が与える影響を決定する際、民営化は被調査産品

に浸透した補助金の發揮する競争優位を消滅、あるいは減少させるか否か、資源配分の歪曲化を除去できるか否かを検討すべきである、と要求した。<sup>106</sup>

#### (2) 国内企業の主張の検討

国内企業の主張した補助金残留論は明らかに政府保有株式の売却を意識したものであり、スウェーデン鉄鋼事件の議論とほぼ同じ展開となっている。株式会社形態態国内企業の民営化に限定して株式の売却と補助金との関係を考える場合、国内企業の議論には傾聴に値する論点が含まれている。しかし、国内企業は、株式会社形態態国内企業の政府保有株式の売却を明確に意識し、それに限定して補助金残留論が成立すると主張しているかどうかは不明である。以上に見たとおり、国内企業は「一連の相殺関税調査における民営化はいずれも株式と所有権変更のための資金交換を含んでいる」と十二件の民営化案件の事実関係を一括して説明しており、株式の売却とそれより更に大きな概念である民営化とを区別していない。民営化に株式の売却を「含んでいる」と述べるだけで、株式の売却と補助金との無関係性を主張したことは、国内企業の

事実に関する認識が厳密ではなかったことを裏付けている。国内企業は、国有企業の財産の売却と所有権の譲渡による民営化の内容を分析せずに、政府保有株式の売却を全ての民営化の形態と捉えて、国有企業が非商業的考慮に基づいて政

府に返却することを補助金返却の唯一のシナリオと主張したが、有力な根拠を挙げていない。少なくとも、国内企業は、補助金で具体化された企業財産の売却による民営化のケースを見落としている。

補助金による資源配分の歪曲化は民営化によって是正されないという議論は、原補助金が民営化企業に残留しているか否かという問題から逸脱している。民営化企業に相殺関税を賦課することによって資源配分の歪曲化是正が可能になるかどうかは別として、補助金を相殺するという相殺関税の本来の目的とは程遠い議論である。

(3) 民営化企業の主張

序章で説明したとおり、完全返却論とは、民営化による原補助金の完全返却効果を主張し、民営化企業に相殺関税を賦課することを一切拒否する考え方である。いうまでもなく、相殺関税調査の対象となる民営化企業とその政府（地域国際組織としてE.C.）がこれを主張する。

(a) 相殺関税法の目的

民営化企業は、民営化が原補助金にもたらす影響を検討する前に、相殺関税法規定の目的を確認する必要があると述べ、それは補助金付き産品に与えられた競争優位(competitive advantage)を除去(eliminates)することにありと主張した。<sup>60</sup> その上で、民営化企業は、独立当事者間取引によって達成さ

れる民営化によって原補助金が返却されて民営化企業の競争優位が除去されるため、相殺関税を賦課する法的根拠は存在しないと主張した。<sup>60</sup>

(b) 民営化の有する補助金返却効果

第一に、民営化企業は、民営化は株式の取引よりはるかに複雑な過程である企業全体の再構築(reconstitution of the entire company)を意味し、民営化取引の買収価格は企業の将来的収益の割引価値(the purchase price equal the discounted value of the company's future income stream)を反映すると述べた上で、民間投資家が国有企業を買収するために支払った公正な市場価格は必然的に補助金の価値を含むと主張した。<sup>60</sup> さらに、民営化企業の新所有者(new owners)が、原補助金による利益の未償却分を(政府に)返却したため、民営化後は他の民間企業と同等な条件で競争を展開することになると補足した。

第二に、民営化企業は、民営化は商務省が原補助金の再評価を行うことを正当化するための十分な理由を構成し、商務省の決定は過去の慣行にも反すると主張した。<sup>60</sup>

(4) 民営化企業の主張の検討

民営化企業は、明らかに民営化の複雑性に注目して、株式の売却以外にありうる国有企業の民営化の内容を意識している。民営化の取引対象(企業財産と企業所有権)の市場価格

の支払を根拠に補助金のような競争優位が消滅すると主張している点で、メキシコ政府の主張とはほぼ同じことを言っている。しかし、政府保有株式の売却のような民営化は、企業の財産並びに原補助金に影響を及ぼさないという国内企業の論拠を見落している。

### 三、民営化と部分残留論

商務省は、完全残留論を求める国内鉄鋼企業と完全返却論を主張する民営化企業に対して、部分残留論の要旨及び根拠を説明する際、民営化と企業の事業再編を別々に分けて議論を行ったため、それに即して検討する。まず、民営化問題に対処する部分残留論から見ることにする。

#### (1) 部分残留論の根拠

##### (a) 相殺可能な利益（補助金）の性格

商務省は、まず、補助金の意味を次のように確認した。<sup>61</sup> 議会の意図する相殺関税法規定における輸出補助金以外の国内補助金とは、特定のグループと受益者に与えられる ① 政府の行為によって生じる商業的考慮に反する条件での (terms inconsistent with commercial consideration) 資金供与・貸付・貸付保証、② 優遇された価格での財・サービスの提供、③ 特定産業の蒙った経常的損失を補填する資金供与・債務免除である、と相殺関税法に規定された補助金の列挙内容を引用し

た。<sup>62</sup>

##### (b) 非反復的 (non-recurring) 補助金の時間的配分

商務省は、非反復的補助金を生産施設の耐用年数 (useful life of assets) に時間配賦すると主張し、鉄鋼企業の民営化後も原補助金が引き続き民営化企業に残留する基本的理由を説明した。<sup>63</sup>

##### (c) 民営化は補助金交付後の後発事項

商務省によれば、相殺可能な補助金の額は、政府が補助金を交付した時点で固定されており、相殺関税法規定としては、市場に発生した後発事項 (subsequent events) に基づいて、補助金による利益を改めて計算することを容認していないと述べた。<sup>64</sup> つまり、国有企業の民営化は後発的事項であり、原補助金の countervailability を消滅させることができないと主張し、原補助金の行方を検討する際、民営化事実を考慮に入れることを拒否した。

##### (d) 補助金の使用と影響

商務省は、補助金の使用と補助金交付後の企業活動に与える影響 (subsequent effect of subsidy) を、相殺関税の法的要件として扱う必要がないと述べて、補助金が被交付企業に立証可能な競争優位を与えたか否かとは無関係に、被交付企業の産品に相殺妥当な利益を与えているという反証不可能な推定 (irrefutable presumption) が成立すると断定した。<sup>66</sup> 商務省

によれば、相殺関税は、補助金の使用とそれの有する影響とは無関係に補助金が交付された時点でその額を相殺するものであり、補助金が生産費用を節約する効果を果たしたか否かは問題ではない。<sup>67)</sup>

以上のように、商務省は民営化企業の主張に反論して部分残留論の根拠を示したあと、国内企業（完全残留論）が主張する株式の売却の場合、企業を所有者（株主）と區別して扱う必要があるという見方に対して特に反論を行った。<sup>68)</sup> 補助金の部分的返却を認める理論を構築するために完全返却論を退ける必要もあつたからである。

(2) 部分残留論の計算方法

以上のように、商務省は、原補助金と民営化問題に対処するうえで、民営化の事実を考慮する必要性を否定し、原補助金が民営化企業に残留することは反証不可能と主張しながら、民間投資家は国有企業を買収した場合、買取価格のうち、原補助金の返却が一部含まれると認めた。民間投資家が国有企業を買収するために支払った価格の何割が原補助金の返却に相当するのかについて、計算方法を次のように設定した。<sup>69)</sup>

第一段階、国有企業の補助金対当企業純価値の比率の算出・特定年度に配分される補助金、対特定年度の企業純価値の平均比率で決定する。

第二段階、第一段階の計算で得た比率×買取価格＝原補助

金返却許容額。

第三段階、原補助金未償却分－原補助金返却許容額＝返却すべき補助金、つまり、相殺関税の対象となる原補助金の残留額である。

四、企業の事業再編と部分残留論

(1) 補助金・相殺関税問題と関連性のある事業再編  
 商務省は、民営化以外に原補助金及び相殺関税問題を引き起こしていると注目したのは企業の事業再編 (corporate restructuring) であり、次の五項目を取り上げている。<sup>70)</sup> ①社内事業再編 (internal corporate restructuring)、②吸収合併と買収 (mergers)、③会社債務清算と解散 (acquisitions)、④合併会社と無関係な民間会社に対する生産施設の分割 (the spin off of assets to joint ventures and unrelated private parties)、⑤生産設備の閉鎖 (closure of the production facilities)。

以下、これらの中から補助金と関連性のある項目だけを選別して、商務省の部分残留論を検討することにする。

社内事業再編は、関係者間 (related parties) で行われた資産の移転であるため、補助金が一つの実体 (entity) から他の実体 (企業) に移転する現象を指し、本当の意味における独立当事者間の「売買」を構成するとは考えられない。この種の事業再編の場合、そもそも原補助金の返却と残留問題は

生じない。

会社債務清算と解散及び生産施設の閉鎖の場合、民間企業に対する財産の売却は、解散と閉鎖を行わないで民営化が行われる状況における国有企業の財産の売却と本質的に同じであるため、特に個別化して国有企業の原補助金の返却あるいは残留問題として扱う必要はない。

吸収合併と買収が国有企業同士の間で行われる場合、売却の対象があくまでも同じ所有者（政府）の手にとどまり、それ以外の所有者に譲渡されないため、民営化と絡む原補助金の行方（返却か残留）のような問題は発生することはない。完全残留論がそのまま適用されても異議をほさむ余地はないと思われる。国有企業が民間企業に吸収、あるいは買収される問題も民営化の典型的なケースである。

以上の分析からわかるように、民営化企業に賦課される相殺関税問題への一つの対策となる部分残留論の実体を考察する上で、企業の事業再編の項目から、生産施設の民間投資家への売却に絞って議論するだけで十分である。

## (2) 生産施設の売却と部分残留論

国有企業の生産施設の売却に伴う原補助金の行方に関する商務省の基本的立場は、先に見た民営化の場合に見られるものほとんど変わりなく、提示された根拠も完全に同じである。簡単に言えば、原補助金は売却された生産施設に一部残

留するとみなされて、相殺関税の対象となる。つまり、生産施設の売却によって原補助金が完全返却されることはなく、売却者たる国有企業に交付された補助金の一部が、生産施設に伴って民営化企業に残留する。商務省は、分割される生産施設の単位として、販売を生み出すと同時に、独立して稼働できる生産部門あるいは生産単位を挙げている。部分残留論による生産施設の販売に伴う原補助金の返却と残留額の計算方法も民営化問題の取り扱い方法と同様である。

以上のとおり、無差別完全残留論の代わりに登場してきた部分残留論の実態を考察してきた。部分残留論の要旨をまとめれば次のようになる。つまり、民営化をめぐる諸事実の中から取引対象物の価格（市場価格かどうかを問わない）だけを参考して、原補助金の民営化企業内残留額（あるいは原補助金の政府への一部返却）を自主的に計算し、残留額の多少を商務省が決定するという方法である。部分残留論のもとで民営化の分析がほとんど行われておらず、民営化の内容がどんなものになろうと、原補助金の一部が残留するという結果が得られる。原補助金の一部返却が認められるものの、計算方法には法的根拠がなく、商務省が自ら策定した残留量と許容返却額の計算方法を適用するため、具体的運用にあたって、裁量権が商務省に残され、かなり主観的、恣意的になりがちである。

## 六 おわりに

以下、部分残留論とそれ以前の商務省の対策とを比較しながら、当理論が当初から孕んでいた問題点を指摘して、当時残された課題を示しておくことにする。

一九八九年のメキシコ石灰事件の完全返却論を、部分残留論と比較すると、前者は、民間投資家が取引対象の公正な市場価格を支払ったことを補助金返却の条件としているのに対して、後者は取引の価格であればその性格を問わない。したがって、いかなる民营化の場合においても残留論の結果が得られる。

一九九一年のスウェーデン鉄鋼事件の完全残留論を、部分残留論と比較すると、前者は、政府保有国有企業の株式の売却に着目して補助金の残留を主張したのに対して、後者は民营化の内容と関係なく、ただ取引価格を参考として自主的に一部の返却を認めて、部分残留の結果を得ている。

民营化の内容を無視する無差別完全残留論を、部分残留論と比較すると、前者は民营化の事実を完全に考慮することなく完全残留の結果を求めののに対して、後者は民营化の内容を無視して、民营化取引価格だけを参照して部分残留額を算出する。計算される残留額が大きくなればなるほど無差別完

全残留論に近づいていくことになる。したがって、無差別完全残留論と部分残留論は一見異なるように見えるが、部分残留論は本質的に無差別完全残留論と変わらない性格を有する。

商務省は部分残留論を説明する際、核心的な概念となる民营化と民营化企業の定義及びその範囲についてほとんど整理していない。民营化企業の認識も、「国有企業の民营化」あるいは「国有企業の完全買収、または部分的買収」といった一般的レベルにとどまっている。しかし、米国の国内鉄鋼企業の提示した完全残留論の根拠は注目すべき論点を含んでいゝる。国内鉄鋼企業は詳細な論証をしなかったものの、民营化という一般概念ではなく、企業を所有者と異なる実体的存在であると区別して意識し、株式の売却は補助金と無関係であるという根拠を挙げて補助金残留論を主張したが、これに対して、商務省は相殺関税の文脈において企業と所有者を区別して扱う必要はなく、親会社と子会社の理論を持ち出して簡単に反論しただけである。国有企業に交付された補助金の民营化後の行方を考える上で、企業と所有者を区別して扱う必要があるのかどうか、あるとしたら何なのか、その後の課題として残された。

商務省は完全返却論を批判して部分残留論を主張するにあたって、法的に明文規定がない根拠を三点取り上げた。しかし、明文規定がないにもかかわらず、商務省の示した根拠は、



相殺関税の慣行として容認されている。例えば、non-recurring補助金の時間的配分、補助金の使用効果立証不要論、などいずれもそうである。問題は民営化という事実のもとで、これらの議論は民営化企業に補助金が残留すると主張するうえで十分な妥当性を有するかどうかである。当時の民営化企業も取引対象物の市場価格の反映は補助金返却の根拠になると主張しているが、有力な法的議論を展開していなかった。なぜ、民営化が独立当事者間取引によって達成された場合、民営化企業の投資家が売却対象の公正な市場価格を政府に支払っていれば、原補助金は民営化企業に残留しないと云えるのか、このような主張は民営化の内容と無関係に妥当性を有するのか、といった問題は解決されなかった。

一九九三年七月から二〇〇〇年一〇月にかけて、商務省は、国有企業の民営化と絡む相殺関税問題の対策として、部分残留論を八年以上適用した。部分残留論の妥当性をめぐって、数多くの米国内司法裁判所の判例とGATT・WTOの紛争解決の判例が蓄積されてきた。いずれにおいても、この問題に対する商務省の初期対応の中で残された課題は核心的な論点となっていた。

注

- (1) 以下、原補助金と略記する。
- (2) この問題に関する米国内閣貿易裁判所の最新の判例について、参照：Iwa (2002), GTS I (2002), GTS II (2002), AST I (2002), AST II (2002) Allegheny I, (2002) Allegheny III (2002).
- (3) この問題に関するWTO紛争解決の最新動向について、参照：WTO Panel Report (DS212), WTO AB Report (DS212).
- (4) 国有企業の民営化と交錯する相殺関税問題の背景、構造的特徴について、拙稿参照：白 (二〇〇二) 一四頁。
- (5) *Line from Mexico* (1989).
- (6) 先行研究もメキシコ石灰産品相殺関税事件は当問題が表面化した最初の事例であると見ている。参照：Cornell (1999), p.1312; Rushford (1994), p.493.
- (7) *Line from Mexico* (1989), pp.1753-1754.
- (8) Sonocalの原補助金は主に、一九八二年からメキシコ政府の提供した出資(商務省は、一九八二年からSonocalを投資価値のない(un-equityworthy)企業と認定した)、国有石油会社Pemexに支払うべき燃料費の滞納(無利息貸付とみなされた)、と他の優遇された貸付などであった。*Line from Mexico* (1989), p.1756.
- (9) *Line from Mexico* (1984).
- (10) 独立当事者間取引の法的意味について参照：田中(一九九二) 'arm's length transaction, arm's length price'の項目、六三三頁。
- (11) *Line from Mexico* (1989), p.1755.
- (12) *Ibid.*, p.1756.
- (13) *Ibid.*

- (14) *Ibid.*
- (15) *Ibid.*
- (16) これ以外に、商務省は、Sonocalの市場価格について、最も重要な評価尺度は企業の純価値、あるいは純財産のような客観的な評価指標であるが、これらに限られる必要はなく、複数の要素が企業の市場価格に影響を及ぼしうると認めて、数量化するには困難な企業売却の外部環境としてインフレ、景気後退、銀行利率の変動などを挙げた。 *Ibid.*
- (17) 例えば、メキシコ政府が民間投資家に要求した雇用維持と設備投資義務など不利な条件、製品の売れ行き、Sonocalの深刻な財務状況、生産施設の技術的水準、民営化後のリスクなどである。 *Ibid.*
- (18) *Ibid.*, p.1757.
- (19) 完全返却論の特徴は、民営化によって原補助金が政府に返却されることを主張し、民営化企業に残留することを一切認めない点である。参照、白 (二〇〇二)、一五頁。
- (20) 受益者利益説とは、補助金の存否を判断する考え方の一つであり、「財政負担説」と対立する発想である。財政負担説は、政府が企業に「資金面での貢献」を提供することによって財政損失を蒙る場合に限って、補助金が存在すると考える。主にEUと日本がこの立場を堅持する。これに対して、受益者利益説は、補助金の存否は政府の財政損失の有無と関係なく、政府の行為（資金面での貢献）によって企業が市場条件を超える利益を得ているのであれば、補助金が存在すると主張する。
- (21) *Carbon Steel from Sweden (1991)*.
- (22) 国有企業の民営化以前の経営形態に関する研究として、参照、遠山 (一九八七)、一五七―一五八頁。
- (23) *Carbon Steel from Sweden (1985)*.
- (24) *Carbon Steel from Sweden (1991)*, p.47185. 米国内鉄鋼企業は民営化の内容に即して完全残留論を展開しているが、なぜ政府保有株式を売却することは企業の財務状況及び補助金に影響を与えないのかについて詳細な論拠を提示しなかった。
- (25) *Ibid.* 米国内鉄鋼企業は、さらに、原補助金は政府が株式を保有していたときに相殺可能であったのに、なぜ政府が株式を売却してから相殺不可能になるのかについて商務省が明白に説明していないと追及した。
- (26) *Ibid.*, p.47186.
- (27) *Ibid.* *Carbon Steel from Sweden (1991)* の仮決定は *Preliminary Determination: Carbon Steel from Sweden (1991)* であった。興味深いことは、当仮決定において、商務省はSSABの見直し要求を受け入れて、株式の売却による部分的民営化の結果、スウェーデン政府の保有するSSAB株式の三分の一の減少（売却）によって、民営化以前SSABに交付された補助金も三分の一の割合で返却されたと決定していた。
- (28) *Ibid.*, p.41548.
- (29) *Rushford (1994)*, p.494; *Cornell (1999)*, p.1317. 先行研究は商務省の見直し決定の結果だけを見て、民営化の内容と補助金との関係について深く考えなかったのではないかと思われる。
- (30) 一九九二年には民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の最終決定が発表されなかったが、相殺関税調査の仮決定は十五件も発表されている。十五件の相殺関税調査は、二つの段階に分かれて実施さ

れた。

- (31) 一九九二年の十二月、他の十二件の民営化と絡む相殺関税仮決定も発表された<sup>5)</sup>。これらの仮決定において醸成されていた部分残留論は、一九九三年の七月に発表される相殺関税決定において正式に披露されることになる。

- (32) *Carbon Steel From The United Kingdom (1993)*; *Carbon Steel from France (1993)*; *Carbon Steel from Germany (1993)*.

- (33) この三件の相殺関税最終決定において、商務省は民営化の客観的内容(補助金で具体化された生産施設を含む企業財産の売却か、それとも生産施設と無関係とされる、企業所有権、つまり政府保有株式の売却なのか)を分析せずに完全残留論を展開した。したがって、本論文では、このような商務省の対応方法を無差別完全残留論と名づける。無差別とは、民営化の内容が異なるものであろうと、それと関係なく補助金が完全に民営化企業に残留すると主張する立場を意味する。つまり、同じ完全残留論的な結果が得られているとはいえ、スウェーデン鉄鋼事件の時の完全残留論から見ると異質なものである。

- (34) *Carbon Steel from the United Kingdom (1993)*. GATT-WTOの紛争解決の場で二回も取り上げられたのはイギリスの民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の決定であった。一九九四年特殊鋼相殺関税事件は、*Carbon Steel From The United Kingdom (1993)*のGATT適法性(一九七九年補助金協定も含めて)を争ったものであり、*Carbon Steel From The United Kingdom (1993)*に対する行政見直し(一九九五年、一九九六年、一九九七年)のSCM協定適合性を争ったのは一九九九年特殊鋼相殺関税事件であった。

- (35) *Ibid.*, pp.6238-6239.

- (36) *Ibid.*

- (37) *Ibid.*

- (38) *Ibid.*

- (39) *Ibid.*

- (40) 米国内鉄鋼企業は、民営化の内容を政府保有株式の売却に過ぎないものであり、政府保有株式の売却は補助金の行方と無関係であるといえながら、民営化の達成方法を独立当事者間取引によるものではないと主張しているが、民営化の方法の議論は、民営化の内容が補助金で具体化された財産を含めてはじめて意義を有するため、原補助金の行方を議論するうえで民営化の内容と方法の関係について混乱していたといえよう。

- (41) *Carbon Steel from the United Kingdom (1993)*, pp.6239-6240.

- (42) *Ibid.*, pp.6240-6241.

- (43) *Ibid.*, p.6241.

- (44) 商務省の提示した根拠はいずれも原補助金の存在の正確な立証結果に立脚するものであり、民営化企業について、民営化の事実に基づいて補助金存否を立証することを拒否している。

- (45) 商務省はBSCに交付された原補助金の行方を検討する際、BSCのUESへの生産施設の市場価格による売却を考慮したとすれば、メキシコ事件と同様な結論を得たはずである。民営化取引の実情から見て、メキシコ事件のほうがやや複雑であることを否めないが、基本的に企業財産の売却である点で本件の民営化の事実と変らなかつたからである。

- (46) 当時、無差別完全残留論を適用した商務省の相殺関税決定はCI

- Tの司法審査を受けていた後に述べる *General Issues Appendix Steel Products From Austria (1993)* の発表後、商務省はCITに事件の差戻しを要求し、一九九三年十月に公布した差戻し決定の中で、一九九三年一月の無差別完全残留論を適用した三件の相殺関税決定を *General Issues Appendix* の主旨に適合するように修正している。
- Remand Determination: Carbon Steel Products from France (1993):*  
*Remand Determination: Carbon Steel Products from Germany (1993):*  
*Remand Determination: Carbon Steel Products from The United Kingdom (1993).* これらの法的文書はいずれも未公開である。
- (47) 十二件の相殺関税決定は以下のとおりである。 *Steel Products from Austria (1993): Steel Products from Belgium (1993); Steel Products from Brazil (1993); Steel Products from France (1993); Steel Products from Germany (1993); Steel Products from Italy (1993); Steel Products from Korea(1993); Steel Products from Mexico (1993); Steel Products from New Zealand (1991); Steel Products from Sweden (1993); Steel Products from Spain (1993); Steel Products from the United Kingdom (1993).*
- (48) *Steel Products from Austria (1993).*
- (49) 以下、*Steel Products From Austria: General Issues Appendix (1993)* と引用する。
- (50) 完全残留論を要求する国内鉄鋼企業と完全返却論を要求する民営化企業とその政府。
- (51) ここで説明する完全残留論の主張は、オーストリア鉄鋼事件に限らず、十二件の鉄鋼産品の相殺関税事件と利害関係を有する米国内鉄鋼企業全体の主張を代表する。
- (52) *Steel Products From Austria: General Issues Appendix (1993).*
- p.37259.
- (53) *Ibid.*
- (54) *Ibid.*
- (55) *Ibid.*
- (56) *Ibid.*
- (57) *Ibid.*, p.37260.
- (58) *Ibid.*
- (59) *Ibid.*
- (60) 民営化企業は商務省の過去の実行としてメキシコ鉄鋼事件を挙げただけでスウェーデン鉄鋼事件の決定に触れていない。民営化の事実として、企業の完全民営化と部分的民営化を意識しているが、株式売却と補助金返却効果の関係を正面から回答していない。
- (61) 相殺可能な利益 (countervailable Benefits) の性質について、商務省は19 U.S.C. 8 1677(5)(A)(ii) を引用して説明している。
- (62) 商務省はさらに、米国の相殺関税法規定の着眼点は、外国政府の補助金が経済資源を米国に輸出される産品の生産に配分することを誘導し、市場による資源配分過程の歪曲化の防止に置かれている、と補足している。 *General Issues Appendix: Steel Products From Austria (1993)*, p.37261.
- (63) non-recurring 補助金の性格を理解する上で、規則的に交付される補助金と比較することは有益である。その特徴は一回にして莫大な金額に上る補助金を企業に交付することにある。例えば、税金免除のような補助金の場合、交付された年度に限って相殺すれば相殺関税の目的を達成できるが、non-recurring 補助金を一年間に相殺することは不可能であり、また非合理的でもある。non-recurring 補助金

を一定年数（関連産業の生産施設の耐用年数）にわたって配賦することをもぐって大きな争いはない。問題はこの論点を補助金残留論の妥当な根拠として（70）まで援用できるかである。理論的には民営化が生産施設の耐用年数が過ぎてから行われた場合、相殺関税の問題は発生する可能性は低いと言える。

(64) *Steel Products From Austria: General Issues Appendix (1993)*, p.37263.

(65) 商務省は、相殺関税の基本的要件を定める「U.S.C. §1677(f)」を、補助金交付後の影響は相殺関税の法的要件と無関係であり、民営化の事実を無視して民営化企業に相殺関税を賦課できる主な法的根拠として位置付けている。

(66) 商務省は、相殺関税法規定、立法史、司法審査の意見を引用して「58. *Steel Products From Austria: General Issues Appendix (1993)*, p.37262.

(67) *Ibid.*, p.37263-37263.

(68) 商務省は次のように反論を行っている。まず、企業の所有者にとって、企業の財務状況は完全無関係な存在ではなく、株主の投資収益に対する期待を、新しく設立された会社（民営化企業）の収益性から切り離すことはできない。次に、誰が補助金から利益を得ている否かを決定するにあたって、同じ経営実体の一部となる親会社と子会社を同一視し、補助金を配賦する上で両者を特に区別する必要がない。さらに、会社と所有者間に異なる点があることを否定しないが、民営化と相殺関税の文脈において無視できるものである。

(69) 原補助金の残留量の計算方法について法的根拠がないことを商務省も認めている。商務省は、国有企業買取価格の何割が原補助金の

返却に相当するのにかについて、関税法、立法史、判例法のいずれも明確な指針を提供できるものはない、と明言している。*Steel Products From Austria: General Issues Appendix (1993)*, p.37263.

(70) 補助金交付から民営化が達成されるまでの期間に限定して計算する。

(71) *Steel Products From Austria: General Issues Appendix (1993)*, pp.37265-37266.

(72) 商務省は国有企業が生産施設の民間企業への売却と国有企業の民営化（部分的民営化）との関係について説明していないが、国有企業とその財産が民間投資家に買取されたケースにおいて、国有企業あるいはその財産を吸収する民営化企業に原補助金が残留するか否かという論点からすれば、両者を区別して扱う意味は不明である。

(73) *Steel Products From Austria: General Issues Appendix (1993)*, p.37267.

(74) 例えば、一台のトラック、あるいは機械設備、一棟の建物の売却といった零細財産の処分を問題にしていない。*Ibid.*, p.37268.

(75) 計算の第一段階では、生産施設を売却する国有企業原補助金から被売却資産に浸透する部分を算出する。この数値を得るために、売却される資産の価値に対する企業全資産の価値の比率を算出する必要がある。この比率を基準に国有企業原補助金の被売却資産に浸透する額を算出する。第二段階の計算式は次のとおりである。売却価格の何割が被売却資産に浸透した補助金の返却に相当するかを算出する。年度ごとの補助金対その年度の会社価値の比率×売却価格÷補助金許容返却額。第三段階では、被売却資産に残留する補助金額を算出する。計算式は次の通りである。被売却資産に浸透する

補助金額＝補助金許容返却額－被売却資産に残留する補助金額。) 々が相殺関税の対象となる補助金残留額となる。 Ibid., p.37269.

主要参考文献

- 田中 (一九九二)：田中英夫『英米法辞典』東京大学出版会、一九九二年
- 蓮山 (一九八七)：蓮山嘉博『現代公企業総論』東洋経済新聞社、一九八七年
- 白 (二〇〇二)：白巴根『国有企業の民営化と相殺関税一問題の所在』構造及び法的論議』IPE Discussion Paper 6 ISBN 4-901776-06-1
- Cornell (1994): David S. DA Silva Cornell. "Maybe You Can Take It with You. After All: Subsidies and Privatization Under U.S. Countervailing Duty Law". *Law and Policy in International Business* v. 25 (1994), pp.1309-1334
- Rushford (1999):David Rushford. "Subsidies and Privatization: Protectionism's Integral Role in United States Trade Law". *University of California, Davis*, v.32 (1999)pp.485-511
- Lime From Mexico (1989): *Lime From Mexico: Preliminary Results of Changed Circumstances Countervailing Duty Administrative Review*, 54 Fed. Reg. 1753 (Dep't Commerce 1989) (no final determination made)
- Carbon Steel from Sweden (1991): *Certain Carbon Steel Products from Sweden: Preliminary Results of Countervailing Duty Administrative Review*, 56 Fed. Reg. 19091 (Dep't Commerce 1991)
- Steel Products from Austria (1993): *Certain Steel Products From Austria: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 37217 (Dep't Commerce 1993)
- Hot-Rolled and Bismuth Carbon Steel From The United Kingdom (1993): *Certain Hot Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products From The United Kingdom: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 6237 (1993)
- Hot-Rolled and Bismuth Carbon Steel From France (1993): *Certain Hot Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products from France: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 6211 (Dep't Commerce 1993)
- Hot-Rolled and Bismuth Carbon Steel From Germany (1993): *Certain Hot Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products from Germany: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 6233 (Dep't Commerce 1993)
- Iiva (2002): Iiva Lamere E Tibi S.R.L. and Iiva S.P.A., v. United States (Ct. Int'l Trade Mar 29, 2002) Court No 00-03-00127
- GTS I (2002): GTS Industries S.A., v. United States (Ct. Int'l Trade January 4, 2002) Court No 00-03-00118
- GTS II (2002): GTS Industries S.A., v. United States (Ct. Int'l Trade September 24, 2002) Court No 00-03-00118
- AST I (2002): Acciai Speciali Terni S. p.A. v. United States (Ct. Int'l Trade Feb 1, 2002) Court No 99-06-00364
- AST II (2002): Acciai Speciali Terni S.p.A.,et al., v. United States (Ct. Int'l Trade Jun 4,2002) Court No. 01-00051
- Allegheny I (2002): Allegheny Ludlum Corp., ET AL., v. United States (Ct.

- Int'l Trade January 4, 2002) Court No 99-09-00566  
Allegheny III (2002): Allegheny Ludlum Corp., ET AL., v. United States (C.I.  
Int'l Trade September 12, 2002) Court No 01-00236  
WTO Panel Report (DS212): United States-Countervailing Measures Concern-  
ing Certain Products from the European Communities. Report of the  
Panel, WT / DS212 / R. 31 July 2002  
WTO AB Report (DS212): United States-Countervailing Measures Concern-  
ing Certain Products from the European Communities. Report of the  
Panel, WT / DS212 / AB / R. 9 December 2002.